

育児休業手当金に係る延長給付を検討されている方へ

育児休業手当金は、子が1歳に達する日の前日までに復職等を目的として保育所等の入所申込を行ったものの入所できなかった場合、子が1歳6か月に達する日（その後も要件を満たす場合は2歳に達する日）まで支給期間を延長することができます。

復職等の意思がないにも関わらず、育児休業手当金の延長のみを目的として、入所意思のない保育所等への申込を行う方は、支給期間延長の請求を行うことはできません。

虚偽申告による請求の場合には、以降育児休業手当金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還を命ぜられることがあります。

《注意事項》

1. 支給期間の延長にあたっては、必ず事前に勤務先所属所へ連絡・相談を行ってください。

当初から当該育児休業に係る子が1歳を超える間について育児休業を取得している方が延長分を請求しようとする場合、事前に勤務先所属所に対し、子が1歳を迎えるまでに復職の意思があることについて相談等を行う必要があります。（勤務先に事前相談等がなかったためトラブルとなっているケースが多々見受けられます。）

2. 支給期間の延長請求時は、毎月、市町が発行した不承諾通知書等（以下「不承諾通知書等」という。）を提出してください。不承諾通知書等の提出がない場合は不承諾の事実確認ができないため、給付を行うことができません。

3. 不承諾通知書等と支給対象月の取扱いは以下のとおりです。

- （1）不承諾通知書等に保育所に入所できない期間が記載されている場合は、「当該月に保育所に入所できなかった」として審査を行い、当該月分の延長給付の手続きを行います。
- （2）不承諾通知書等に保育所に入所できない期間の明確な記載がない場合は、保留通知書等に「〇月保育所に入所できませんでした」と一筆してください。その月分の延長給付の手続きを行います。

《記入上の注意》

1. 組合員及び所属所は、必ず上記内容を確認し、書類作成願います。

2. 「変更後の育児休業期間」について、当初から子が1歳を超える期間について育児休業を取得している方は記入不要です。その場合、「延長申請の確認事項」は必ず記入してください。

3. 「延長の確認事項」は、『組合員が、子が1歳を迎えるまでに復職を希望していることを事前に勤務先所属所に相談していたか』を確認するために記入いただいています。（上記《注意事項》1 参照）

このため、復職希望日は、請求時の復職希望日ではなく、『子が1歳を迎えるまでに復職を希望していることを事前に勤務先所属所に相談した際の復職希望日』を記入してください。

《添付書類》

「育児休業手当金（支給延長）請求書」に、以下の書類を添付して提出してください。
状況に応じてこれ以外の書類の提出をお願いする場合がありますので予め御了承願います。

1. 保育所等での保育の利用を希望していたが入所できなかった場合

遅くとも、子が1歳に達する日までに1歳の誕生日以前を入所希望日として申し込んでいること及び、それ以降は毎月入所申込みを行っていることが条件です（※）。請求書類は毎月提出が必要です。

提出書類	提出の必要な方	提出時期
当初の辞令の写し	全員	子が1歳に達する月の請求時
延長辞令の写し 又は 延長の事実を確認できる書類	当初の辞令が、子が1歳に達する日の前日までで交付されている方	延長開始月の請求時
育児休業手当金支給対象期間 延長事由認定申告書（※）	全員	子が1歳に達する月の請求時 及び 1歳6か月に達する月の請求時
市区町村に提出した保育所等の 利用申込書の写し	全員	毎月の請求時
市町村又は保育所が発行した入所 ができないことを証する書類の写し （例：保育所入所不承諾通知書）	全員	毎月の請求時

（※）子の状況や市区町村の取扱いにより、上記以外の書類が必要な場合があります。

詳細は「育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書 記載にあたっての留意事項」で御確認ください。

2. 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが、次のいずれかに該当した場合

要件	提出書類
死亡したとき	住民票の写し及び母子健康手帳の写し
負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により育児休業に係る子の養育をすることが困難な状態になったとき	医師の診断書（育児が困難なこと及び治癒見込み（全治〇月等）の記載があるもの）及び母子健康手帳の写し
婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき	住民票の写し及び母子健康手帳の写し
6週間（多胎妊娠は14週間）以内に 出産予定又は産後8週間以内であるとき	母子健康手帳の写し（育児休業に係る子と新たに妊娠した子のもの）

子が出生から1歳に達するまでの間に、常態として養育を行ってきた又は行う予定であった組合員の配偶者が当該要件に該当した場合に育児休業手当金の支給期間延長の対象となります。配偶者が当該要件に該当しても、組合員が当初から子が1歳に達する以降も育児休業を取得していた場合は支給延長の対象外となります。

請求書類は少なくとも子が1歳に達するときと、1歳6か月に達するときに提出いただく必要があります。場合によってはその他のタイミングであっても請求書類を提出いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、育児休業から一旦復帰したものの、子が2歳に達するまでに支給期間の延長要件に該当し、再度育児休業を取得した場合は、育児休業の再取得日から最長で子が2歳に達するまで育児休業手当金の支給期間延長が可能です。